

# 転居に関する手続きチェックリスト

※本人確認が必要です。顔写真付きの官公署発行の証明書(免許証等)1点又は写真付きでない官公署発行の証明書(健康保険証等)2点を提示してください。

対象に○ 済んだら☑	制度	内容・対象	窓口
<input checked="" type="checkbox"/>	転居届	引っ越しから14日以内(事前は不可)	本人又は同一世帯の方が届出。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	新住所の記載 ※同じ世帯の方なら代理可 (4桁数字パスワード要)	住民課 (窓口)
<input type="checkbox"/>	公的個人認証	15歳以上・本人のみ手続き可 4桁数字パスワード+英数パスワード要	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証	手続きなし(自動で住所変更)	
<input type="checkbox"/>	在留カード 特別永住者証明書	外国籍の方 カードに住所の裏書	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	保険証住所変更	住民課 (保険)
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	75歳以上の方 新保険証は後日送付、本人の申請書不要	
<input type="checkbox"/>	汚水処理施設	上野山の方 ※水道の名義に連動、支払口座登録は連動しないので別途指定金融機関でお申込ください。	住民課 (環境)
<input type="checkbox"/>	ごみカレンダー(地区別)	対象地区のカレンダーをお渡します。	
<input type="checkbox"/>	水道(開栓・閉栓・名義変更等)	異動届出書を提出。 ※支払口座登録は指定金融機関でお申込	水道課
<input type="checkbox"/>	下水道	サンゴ台の方 ※水道の名義に連動、支払口座登録は連動しないので別途指定金融機関でお申込ください。	建設課
<input type="checkbox"/>	町営住宅	入居者が増減する場合は担当課までご連絡ください。	総務課
<input type="checkbox"/>	戸別受信機(町内放送)	地区が変わる場合設定変更のため機器交換。 受信しづらい場合、ダイポールアンテナも取付(貸与)	

## 障がい・福祉

<input type="checkbox"/>	重度心身障害児(者)医療費助成制度	受給者証の住所変更 身障手帳1・2・3級、療育手帳A判定、特別児童扶養手当1級、精神手帳1・2級を所持している方 ※所得制限あり	住民課 (保険)
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	手帳の住所変更	福祉課
<input type="checkbox"/>	療育手帳	手帳の住所変更	
<input type="checkbox"/>	精神障害者保険福祉手帳	手帳の住所変更	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療費(精神通院・更生・育成)	受給者証の住所変更	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	証書の住所変更	
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当	住所変更の手続き	
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス	受給者証の住所変更	

## 子供関連

対象に○ 済んだら☑	制度	内容・対象	窓口
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成	受給者証の住所変更 中学校卒業までの子ども (15歳になった日以後最初の3月31日まで)	住民課 (保険)
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成	受給者証の住所変更 ひとり親家庭の父母等と、扶養されている児童 (18歳になった日以後最初の3月31日まで) ※所得制限あり	
<input type="checkbox"/>	児童手当	15歳到達年度の年度末(中学3年生)まで ※公務員の方は勤務先で手続き	こども 未来課
<input type="checkbox"/>	和歌山県在宅育児支援事業給付金	在宅で育児をしている第2子以降の乳児で、生後 2ヶ月～満1歳に満たないこと。 (第2子は所得制限あり、その他受給要件あり)	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	ひとり親の方(所得制限あり) 高校3年生まで、一定の障害がある方は20歳まで。 他にも要件がありますので詳しくはお問合せください。	
<input type="checkbox"/>	認定こども園・保育所	住所変更届出	
<input type="checkbox"/>	学童保育所	住所変更届出	
<input type="checkbox"/>	小・中学生	転居により通学すべき学校(学区)が変わったが引 き続き元の学校に通いたい場合は、学区外就学申 請書の届出。	教育課

詳しくは担当課へお問い合わせください。

	電話番号	正面玄関から見て
住民課(窓口・保険)	0735-62-0561	1階 右側 1番窓口
住民課(環境)	0735-67-7217	
水道課	0735-67-7218	1階 右側 3番窓口
建設課	0735-67-7262	2階 左側奥 12番窓口
総務課	0735-62-0555	2階 右側 9番窓口
福祉課	0735-62-0562	1階 左側 4番窓口
こども未来課	0735-67-7027	1階 左側 5番窓口
教育課	0735-67-7260	2階 左側 8番窓口